

改正

平成12年3月7日水管規程第1号
平成15年3月31日水管規程第1号
平成16年3月15日水管規程第2号
平成20年12月1日水管規程第6号
平成22年3月10日水管規程第4号
平成25年3月29日水管規程第1号
平成28年3月25日水管規程第1号
令和3年1月29日上下水道局管理規程第2号

鈴鹿市水道事業給水条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鈴鹿市水道事業給水条例（平成9年鈴鹿市条例第49号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の構造)

第2条 給水装置は、給水管、分水栓、止水栓、給水栓、水道メーター等をもって構成する。

2 給水装置には、止水栓きょう、水道メーターボックスその他の附属用具を備えなければならない。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）がその必要がないと認めたときは、その一部を設置しないことができる。

(受水槽の設置)

第3条 給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所又は4階以上の建物に給水する箇所その他管理者が必要と認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。

(給水管の口径)

第4条 給水管の口径は、その給水装置の使用別所要量その他の事情を考慮して決めなければならない。

(給水管埋設の深さ)

第5条 給水管は、公道内又は私道内にあつては60センチメートル以上、宅地内にあつては30センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。

(危険防止及び保護の措置)

第6条 給水装置は、水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、水が汚染し、又は漏水するおそれがないよう設計し、及び施行しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、給水装置に凍結、破壊、浸食等を防止するため、適当な措置を講じなければならない。

- (1) 開渠を横断して配管する際に、やむを得ない理由のためその下に配管することのできないとき。
- (2) 軌道下その他電触又は衝撃のおそれのある箇所に配管するとき。
- (3) 給水装置の露出又は隠蔽にかかわらず、凍結のおそれのある箇所に配管するとき。
- (4) 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に配管するとき。
- (5) その他管理者が必要があると認めたとき。

3 給水装置は、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等と直結してはならない。

4 給水装置は、井河水その他の供給管と直結してはならない。

5 給水装置の末端の用具及び装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのないものでなければならない。

6 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに止水栓を設けなければならない。

(給水管の種類)

第7条 配水管の取付口から水道メーターまでの間の給水管は、鑄鉄管、ポリエチレン粉体ライニング鋼管、硬質塩化ビニール管又はポリエチレン管でなければならない。

(給水管以外の給水装置の構造及び材質)

第8条 配水管の取付口から水道メーターまでの間の給水装置は、水を汚染し、又は水が漏れるおそれがなく、かつ、容易に破損し、又は腐食するおそれのないもので、管理者が別に定めるものでなければならない。

(工事費の算出方法)

第9条 条例第9条に規定する工事の費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として算出する。

- (1) 材料費 工事に使用する材料の数量に、管理者が別に定める材料単価額を乗じて得た額
- (2) 労力費 給水装置の設置に要する作業について、管理者が別に定める労力費算出歩掛に、配管工及び人夫の賃金の額を乗じて得た額
- (3) 道路復旧費 道路管理者が別に定める額。ただし、重要路線等で道路の仮復旧を要するときには、管理者が別に定める額
- (4) 間接経費 損料及び事務費とし、それぞれ材料費（運搬費を含む。）と労力費の合計額に管理者が別に定める率を乗じて得た額

(分担金の取扱い)

第10条 条例第11条の規定による既納の分担金は、還付しない。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(水道メーターの設置)

第11条 水道メーターは、検針を容易に行うことができ、常に乾燥し、損傷のおそれがなく、かつ、その給水装置の分水寄りの箇所に水平に設置しなければならない。

(水道メーターの保管)

第12条 水道メーターの貸与を受けた給水装置の使用者、管理人若しくは給水装置の所有者又はその代理人（以下「水道使用者等」という。）は、その設置場所の保全に留意し、水道メーターの機能を阻害するおそれのある物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

- 2 前項の規定に違反したときは、水道使用者等に現状回復をさせ、又は管理者が執行して、その費用を使用者から徴収する。
- 3 管理者が必要と認めるときは、水道使用者等に水道メーターの設置場所を変更させることができる。

(水道料金の納入期限)

第13条 条例第23条の規定により徴収する水道料金の納入期限は、次の各号に掲げるいずれかの日とする。

- (1) 10日
- (2) 25日
- (3) 月末
- (4) 管理者が定める日

(口径及び用途別適用基準)

第14条 条例別表第2に規定にする水道メーターの口径又は用途は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 設置された水道メーターの口径ごとに、それぞれ同表の水道メーターの口径又は用途の欄に定める口径
 - (2) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条に基づく営業許可を受けた公衆浴場のうち、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条に基づき、三重県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受けるものの用に供する場合 公衆浴場用
 - (3) 臨時の用に供する場合として管理者が別に定めた場合 臨時用
- (使用水量及び用途の認定)

第15条 条例第26条第1号又は第3号の規定による使用水量の認定（次項の規定による認定を除く。）は、前年同期の使用水量により行う。ただし、当該使用水量によることが適当でないときは、平均使用水量（使用水量を認定しようとする月の前6月間の使用水量を平均した水量とし、当該水量に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）その他の事情を考慮して認定する。

- 2 条例第26条第3号の規定による使用水量の認定において、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める水量を認定するものとする。
 - (1) 濁水、火災その他の災害等において管理者の指示により放水した場合 水道メーターにより計量した水量から別表に定める放水量を控除した水量
 - (2) 管理者の責に帰すべき理由により濁水が発生した場合 水道メーターにより計量した水量から管理者が認めた水量を控除した水量
- 3 共同住宅等（2戸以上の住居を有する1棟の建物であつて、条例第26条第4号の共用給水装置により水道を使用するものをいう。以下同じ。）で貯水槽水道（水道法（昭和32年法律第177号）第14条第2項第5号の貯水槽水道をいう。）を設置するもののうち、別に定める要件に該当するものに係る水道料金については、当該共同住宅等の所有者若しくは管理組合等の代表者又はその給水装置の所有者の申請により、各戸ごとにこれを算定し、及び徴収することができる。
- 4 共同住宅等で別に定める要件に該当するものに係る水道料金については、条例第14条の規定により承認を受けた者の申請により、当該共同住宅等の使用水量を各戸が均等に使用したものとみなして算定することができる。この場合においては、各戸に設置された水道メーターは、同一の口径とみなす。
- 5 前2項に定めるもののほか、共同住宅等に係る水道料金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び検査の受検）

第16条 条例第34条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
 - ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
 - ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
 - (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。
- （委任）

第17条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 鈴鹿市給水条例施行規程（昭和48年水道部管理規程第3号）は、廃止する。

附 則（平成12年3月7日水管規程第1号）
この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日水管規程第1号）
この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月15日水管規程第2号）
この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月1日水管規程第6号）
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月10日水管規程第4号）
（施行期日）

 - 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
（経過措置）
 - 2 改正後の鈴鹿市水道事業給水条例施行規程第14条の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」

という。)以後の使用に係る水道料金に適用する。ただし、施行日前に締結した臨時用途の給水契約については、従前の例によることができる。

附 則 (平成25年3月29日水管規程第1号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日水管規程第1号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月29日上下水道局管理規程第2号)

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

別表 (第15条関係)

口径	1時間当たりの放水量
13ミリメートル	2.5立方メートル
20ミリメートル	4.0立方メートル
25ミリメートル	6.3立方メートル
40ミリメートル	16.0立方メートル
50ミリメートル	40.0立方メートル
75ミリメートル	63.0立方メートル
100ミリメートル	100.0立方メートル
150ミリメートル	400.0立方メートル
200ミリメートル	600.0立方メートル
300ミリメートル以上	管理者がその都度定める水量